令和８年（フ）第１３４号
鳥取県米子市河岡155番地19
債務者　西川　隼人
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　米子東町法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５０号
群馬県太田市強戸町341番地１
債務者　間々田知津
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３０２号
静岡県磐田市小島356番地２
債務者　鈴木　章充
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
静岡県磐田市小島356番地２
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０８号
静岡県浜松市中央区入野町16448番地の６
サーパス佐鳴湖205号
債務者　神谷　友美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１３６９号
名古屋市名東区猪子石１丁目507番地　名東クレール202号
債務者　今井　健太
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４１号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅２棟501号
債務者　ＹＩ　ＳＵＮＧＨＯＮ　こと　李　承憲
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７００号
名古屋市千種区星が丘元町11番６号　グランドヒル東山108号
債務者　長村　重雄
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２７号
名古屋市天白区一つ山１丁目67番地　一つ山荘東Ｔ－１棟304号
債務者　瀬戸山延美子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８５号
名古屋市南区砂口町130番地　指定共同生活介護あさがお
債務者　徳丸　日菜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８２０号
名古屋市緑区南大高３丁目605番地　コグロミＢ－102号
債務者　津田　哲典
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３７号
愛知県春日井市勝川町２丁目13番地１　県営勝川住宅１棟303号
債務者　川合　千佳
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６５号
名古屋市北区元志賀町１丁目68番地の１
ヴェルドミール志賀401号
債務者　大島　厚子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４３号
愛知県尾張旭市瀬戸川町２丁目131番地　パレス明和Ⅱ－401
債務者　梶田　洋二
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４８号
札幌市白石区北郷４条５丁目８番22－305号
債務者　佐藤　愛佳
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４３号
札幌市西区二十四軒４条４丁目３番10－203号
債務者　工藤　正美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部